岩手県告示第341号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条第3項の規定により、岩手県林業労働力確保支援センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成24年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	及 文 十 月 日
財団法人岩手県林業	法人の名称	財団法人岩手県林業労働	公益財団法人岩手県林業	平成24年4月1日
労働対策基金		対策基金	労働対策基金	